

見解書の概要

—株式会社村尾組成木工場採石拡張事業—

平成5年1月

株式会社 村尾組

1 総 括

1-1 事業者の氏名及び住所

氏名：株式会社 村尾組

代表取締役社長 村尾 光也

住所：東京都福生市大字福生1213番地

1-2 対象事業の名称及び種類

対象事業の名称：株式会社村尾組成木工場採石拡張事業

対象事業の種類：土石の採取

1-3 対象事業の内容の概略

本事業は土石の採取であり、青梅市成木において、採石事業を行なっている。(株) 村尾組が、今後20年間にわたって採石事業の拡張を行なうものである。

事業計画の位置及び概要は、表1-1に示すとおりである。

表1-1 事業計画の概要

面積	拡張区域面積	254,513.13m ²
	既事業区域面積	152,324.23m ²
	合 計	406,837.36m ²
	年間採取量	350,000 t
	採取期間	20年間
	20年間の総採取岩量	7,000,000 t

1-4 評価書案について提出された主な意見と事業者の見解の概略

評価書案について、都民からの意見書が2通並びに青梅市長からの意見書が1件提出された。また、公聴会においては3名の公述人より意見が述べられた。

これらの主な意見とそれに対する事業者の見解の概要は、表1-4-1に示すとおりである。

表1-4-1 主な意見と事業者の見解の概略

主な意見の要旨	見解の要旨
<p>[大気汚染]</p> <p>① 沿道大気について「予測地域のすべてで環境基準を下回る」とあるが、「沿道大気期間平均値」という測定方法が果たしてどの程度意味のあるものか。</p>	<p>① 沿道大気の調査時期は、高濃度が出現在する冬季の1週間（平成3年2月2日（土）～2月8日（金））に実施し、曜日による大気質の日変動を把握しております。</p> <p>期間平均値は、曜日毎の1日平均値を7日間の平均値としたものです。また、大気質の測定は「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日、環境庁告示第25号）及び「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日、環境庁告示第38号）に基づき実施しています。</p>
<p>[騒音]</p> <p>① 成木地区の地形条件（V字谷で音が反響しやすい）を加味してほしい。実際の感覚上の影響は測定値よりもずっと大きいはずだ。</p> <p>② 成木地区には、今回の採石事業の他に5社が採石を行っています。採石を運搬するダンプカーについての騒音調査の結果を見ましたが、これは村尾組一社についての調査結果です。しかしながら、他の5社も同じ道路を使用して採石運搬を行っている訳ですから、当然今回のような騒音値ではないはずです。</p>	<p>①、② 道路交通騒音の調査地点（予測地点と一致）は、最も影響の大きい道路端においています。また、調査時点では村尾組以外の採石場からのダンプトラックの影響も含まれています。</p>

主な意見の要旨	見解の要旨
<p>[振動]</p> <p>① 「道路の振動」は、何か環境庁の基準らしきものが引用されております。人が振動を感じ始めるレベルを下回っているということは、人は振動を感じないということなのですけれども、果たしてそんなことが言えるのかどうか。</p>	<p>① 道路交通振動の評価は、「振動による影響と振動レベル（地表換算値）との関係」（環境庁）に基づいています。この報告によると、『人が振動を感じ始める振動レベル（閾値）』は概ね55dBとなっています。調査した道路交通振動は30dB未満（80%レンジ上端値）^(注)で、閾値を下回っています。</p>
<p>[地形・地質]</p> <p>① 地下水の低下が予想されるので影響がでた場合には、代替えの措置を取ること。</p> <p>② あれだけ山肌を削り取って、どうして洪水に対して安全であるといえるのか。</p> <p>③ 我々の子供の頃の成木川は現在よりも2倍の水量があり、川魚も多く生息していました。水量については山林の手入れ不足も考えられますが、少なくとも採石によって水の量は減少してしまいます。そして細かい石の粉が川底に積もってしまい川魚の減少が心配されます。</p>	<p>① 周辺民家で井戸枯れ等の被害が生じた場合には、事業者の井戸より給水することにより補償します。</p> <p>②、③ 本事業では以下のように治水及び水質に配慮した対策を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに沈砂池及び洪水調整池を設けます。洪水調整池は、30年確率降雨強度の1.3倍の容量で建設します。 ・事業区域の平坦部は周辺（道路）の地盤高よりも5m下げており、台風などの豪雨時においても雨水の事業区域外への流出を未然に防ぎます。 ・緑については事業区域の48%の面積を残留緑地として残すとともに、採掘の終了した法面には、より保水力の高い広葉樹林をできるだけ早期に復元し、当地域の水源涵養能力の向上に努めます。

主な意見の要旨	見解の要旨
	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水は通常時は場内で洗車等に再利用し、直接河川へ放流しません。 ・連続降雨時や豪雨時は沈砂池、洪水調整池及び汚水処理装置を経て十分にSS濃度を低下させ、成木川へ放流する計画です。
<p>[植物・動物]</p> <p>① 現在、地球上で山林破壊が大気に大きな影響を与えていいるとの話が出ている以上、少なくとも採石による山林破壊も少々の原因になるのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 緑の減少による大気等への影響に対しては、以下の対策を講じます。 ・事業区域全体の48%にあたる19haについては残留緑地として残します。 ・採掘の完了した残壁の犬走り等は採掘区域の良質な表土の再利用による客土と、コナラ、アラカシ、リョウブ等の郷土樹木の植栽により、樹林の早期回復を図ります。
<p>[景観]</p> <p>① 20年後でも遠景として眺望できないから、変化はわずかと評価しています。しかし現に、道路から相当大きく山肌を削り取ったところが見えており、これは今回の評価の対象ではないというふうにお考えなのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 成木街道や生活道路等の眺望地点からみた採掘面は、採掘範囲の後退や地形条件などの関係から20年後の採掘面の方が現況よりも小さくなります。さらに現在採掘面が未だ緑化されていないため、裸地が直接眺望されていますが、20年後には犬走り部に植栽された樹木が生長しており、視野のなかに裸地の占める割合が小さくなります。 この2つの理由から景観については、現況よりも改善されると評価されます。

主な意見の要旨	見解の要旨
<p>[その他]</p> <p>① 採石跡地の利用については、市の総合長期計画に沿った利用に供すること。</p> <p>② ダンプの運転マナーはとてもひどく、違法無線使用、泥はね、交通妨害等、道路をわが物顔で走っている。運転マナーの抜本解体を図り、マナー違反のダンプの出入り禁止を図っていただきたい。</p> <p>③ ダンプカーの全体の運行台数の制限をしていただきたい。</p> <p>④ 近々のうちに、早朝6時から7時のダンプカーの出入り制限をしてもらいたい。</p>	<p>① 採石跡地については、青梅市と市民の意向に添った利用計画を検討致します。</p> <p>②、③、④ 青梅市と「採石事業の公害防止に関する協定書」の内容の遵守を以下のとおり徹底致します。</p> <p><粉じん防止対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷台へのシート掛けによる荷こぼれの防止 ・事業所内の洗車場におけるダンプトラックの清掃 ・散水車、清掃車による常時道路清掃 <p><騒音・振動対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・出荷時における過積載の防止 <p><マナーの向上></p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年2回の運転者講習会 ・常時の出入りの際の注意・呼びかけ なお、ダンプトラックの運転手のマナーの向上に対しては、運送会社の経営者に対しての研修会開催も今後検討してゆくとともに、ダンプ公害問題について青梅市の全採石業者で会合をもち、公害対策について地域全体で取り組んでまいります。

2 対象事業の目的及び内容

2-1 事業の目的

現在、東京都内の碎石は、需要に対し供給が不足しており、また、日米構造協議により総額430兆円もの投資が各種公共土木建設事業に投資されるため、より一層の需要の増大が予想される。従って公共土木建設事業の工事に不可欠な各種碎石骨材の安定供給の確保が課題となっている。

株式会社村尾組は、明治30年より多摩川において砂利採取販売を始め、河川敷内砂利採取禁止にともない、昭和60年に青梅市成木工場を開設し、現在に至るまで国土建設のための重要な基礎資材である各種の碎石骨材を生産し供給してきた。

成木工場は昭和62年3月に「東京における自然の保護と回復に関する条例」第51条による自然保护審議会の開発許可（10年間）を取得、現在5年を経過し、年間35万トンのコンクリート用骨材や道路用骨材を供給している。

一方、事業を進める上で地元住民の理解と協力を得ることが重要であり、地元住民との話し合いにより、公害防止及び景観の保全といった観点から、事業所南東側の掘削予定区域約7500m²を緑地として残すこととなった。この結果、3年分の鉱量の減少を生じた。

さらに、このような状況の中で黒沢工場の採掘が終了し、採石事業上及び各種碎石骨材の需給上からも、当成木工場の採掘区域を拡張する必要に迫られている。

拡張を予定する区域はコンクリート用骨材の安定供給と、地域経済への貢献、企業の経営、従業員の雇用の安定を図るとともに、地場産業としての事業を継続するため、採掘区域を拡張する計画である。

2-2 事業の内容

1) 位置及び区域

（株）村尾組の事業区域は、青梅市成木地区を東西に走り、荒川の支流である成木川流域に位置する。最寄り駅はJR東日本青梅線の東青梅駅であり、事業区域はこれより北西約5kmに位置し、事業区域の南側には成木街道が東西に通っている（図2-2-1参照）。



事業区域

図2-2-1 事業区域位置図

住所：青梅市成木六丁目 1-1



事業区域の地名は次のとおりである。

地名：東京都青梅市成木六丁目1-1 外53筆

2) 事業の内容

(1) 基本構想

事業計画は、「事業完了後において創出された平場を通じて地域振興に貢献する」といった将来構想を念頭に置き、以下の事項を基本方針として計画を立案するもので、期間は20年間である。

① 地域計画との整合性

青梅市総合長期計画等の地域計画と整合性のある事業計画とする。

② 既存事業との一体性

採掘区域は既採掘区域に連続させる。また、年間生産量は現行どおりとし、碎石プラントなどの施設の規模拡大は行わない。

③ 自然環境の保全

「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、動植物の生息、水環境等に考慮した残留緑地を配置するなど、自然環境の保全に努める。

④ 周辺地域の生活環境の保全

大気汚染、騒音、振動、水質、交通、景観など、周辺地域の生活環境の保全を考慮した事業計画及び保全のための措置を講じる。

(2) 土地利用計画

「青梅市総合長期計画」によれば、事業区域は「将来活用ゾーン」として指定されており、採石場跡地を核とする地区で土地利用の面から長期的に保全・活用を含め利用方向を検討していくゾーンとなっている。

(3) 事業計画の内容

事業計画は、北東へ向って採掘区域を拡張し、既事業区域を含めた約41haの区域で採石事業を継続しようとするものである。

表2-2-1に事業計画の内容を、表2-2-2に経年土地利用計画一覧表を示す。

表2-2-1 事業計画の内容

用 途 地 域		市 街 化 調 整 区 域
面 積	拡張区域面積 (内、採石面積)	254,513.13m ² (132,486.48m ²)
	既事業区域 (内、採石面積)	152,324.23m ² (80,080.00m ²)
	合 計	406,837.36m ² (212,566.48m ²)
年 間 採 取 量		350,000 t
採 取 期 間		20年間(平成5年～平成25年)
20年間の総採取岩量		7,000,000 t
探 剥 方 法		露天階段採掘法(ベンチカット) 工法
生 産 品 目		碎石骨材(道路工事用 40% コンクリート用 60%)
表土及び廃石の処理方法		表土及び廃石の量: 1,698,000m ³ 処理方法は当社事業敷地内である黒沢工場(青梅市黒沢一丁目795番地) にて埋め戻すとともに成木工場にて 犬走りの客土または埋め戻して処理する。
放 流 河 川 名		成木川(荒川水系)

表2-2-2 経年土地利用計画一覧表

年 区 分	現 状 況		着 手 1 年 後		着 手 5 年 後	
	探査区域面積 (m ²)	探査区域面積 (m ²)	探査区域面積 (m ²)	残留緑地面積 (m ²)	探査区域面積 (m ²)	残留緑地面積 (m ²)
土 地 利 用 状 況	80,080.00	100,440.73	135,378.86	326,757.36	306,396.63	271,458.50
土 地 利 用 状 況	173,895.98	212,566.48	212,566.48	232,941.38	194,270.88	194,270.88

注) 着手20年後の探査区域面積は、着手15年後の探査区域範囲内で探査を行うため面積が増大しない。

■事業区域 ■被伐綠地 ■既許可区域 ■自伐樹木(保全区域)
 ■条例施行前区域 ■ベンチダモ ■重機道 ■プラント及び事務所
 ■成留緑地 ■伐採除根区域

(4) 採掘方法

採掘方法は、現在実施している方法と同様に、露天階段採掘法（ベンチカット工法）による。山頂部より一段ずつ層状に採掘し、順次下部を採掘する。

採石法により、一段の高さは10mとし、掘削残壁は、一段ごとに小段（犬走り）または平坦地を設け、残壁面の傾斜は60°とする。なお、最上段は法肩安定のためラウンディング（法面勾配を緩く仕上げる）を行う。

(5) 砕石生産工程

砕石は採掘区域の立木伐採、表土除去のうえ採取、破碎・選別といった工程で生産し出荷する。なお、生産工程で発生する表土及び廃石は当社事業所内（成木工場、黒沢工場）で処理する。

(6) 製品の出荷及び表土・廃石の搬出

製品の出荷は主として11tダンプトラックによって行う。出荷量は採石法に基づき許認可量が定められることになっている。出荷時間、台数などは櫛村尾組と青梅市との間で締結している「採石事業の公害防止に関する協定書」（平成3年5月9日）に定められたとおりとし、出荷時間については、午前6時から日没まで、1日最高搬出台数は117台となっている。

また、表土・廃石の搬出台数は概ね50台とする。

(7) 排水計画

採掘区域の雨水は、地表で土砂やシルト（土粒子のうち、粒径が0.074～0.005mmの間にあるもので粘土と砂の中間）分を含むため素堀側溝で集水し、事業着手5年後に設置される約908m³の沈砂池及び約21,400m³の洪水調整池、既設の汚水処理装置を経由させた後、沈殿槽から河川へ放流する。汚水処理装置で処理された水は一部循環水として場内で洗車設備等に再利用される。沈砂池は、地表や素堀側溝の雨水の土砂を沈殿させるものである。洪水調整池は、洪水調整池としての機能のみならず微量のシルト分を沈降させるものである。

放流河川は、成木川である。

(8) 緑化計画

緑化計画により採掘区域周辺部の残留緑地の保全と、事業完了後の採掘跡地の植生の回復を目指す。緑地は、事業区域内で採掘区域の外側に残留される既存林（残留緑地）、採掘区域と残留緑地の間の緩衝帯としての緑地（回復緑地）及び植生回復のための客土や植栽を行う緑地（植栽緑地）に区分される。着手20年後には残留緑地は事業区域面積の約48%、回復緑地は約2%、植栽緑地は約12%を占める。

3) 事業工程

「採石法」第33条に基づく採石計画の知事認可後、既事業区域内の採掘を行い、同時に既事業区域内の残留緑地の立木伐採に着手し、表土除去後、採掘を行う。採掘区域の拡大に伴い順次、立木伐採、表土除去、採掘の工程をくり返し、着手20年後までに今回拡張区域の採掘及び緑化を終了する予定である。

緑化は、採掘の状況に応じ順次排水層の確保、客土、植栽などにより植生回復の基盤整備を行う。

2-3 環境管理に関する計画への配慮

事業計画に関する環境管理の計画等としては、「東京都環境管理計画」、「東京都緑の倍増計画」、「青梅市総合長期計画」等があげられる。これらの計画等に対して配慮した事項は表2-3-1に示すとおりである。

表 2-3-1 環境管理に関する計画等に記述した事項

計画等	内容	配慮した事項
東京都環境管理計画	地域別の望ましい環境像と長期目標（林間ゾーン） ・自然公園として自然環境の保全、貴重な動・植物の保全、林業の振興等の森林保全などの自然環境の保全をするとともに、広域的なレクリエーションの場としての自然環境の利用を行う。	・自然環境調査の結果に基づき残留地を残し、この部分では動植物の生息の場としての樹林地を保全する。また、採掘残壁については緑化計画を策定した。
環境に影響を与える事業に対する指針 (土石・鉱物の探採)	・水源のかん養上重要な地域、貴重な自然地における計画は避けること。 ・水量の減少、水質汚濁など周辺の河川に影響を与えないよう対策を講じること。 ・緩衝地帯(回復緩地)の設置などにより、周辺の自然環境に影響を与えないよう努めること。 ・自然景観との調和に努めること。 ・土壌の流失防止と法面の早期緑化について十分な対策を講じること。	・事業区域は水源のかん養上重要な地域ではないが、採掘区域周辺の残留地は樹林地として残し保全に配慮した。 ・雨水の流出がないよう、沈砂池、洪水調整池及び污水処理装置を設け河川に影響を与えないよう対策を講じた。 ・採掘区域の周囲に緩衝地帯として残留地を設定し、周辺の自然環境へ影響を与えないよう努めた。 ・外郭、特に沿道から直接採掘区域が見えないよう堤壁上の遮蔽植被を計画した。また、採掘残壁については周辺景観に配慮して緑化計画をした。 ・採掘残壁については最終残壁が出現し次第、天走りの緑化を行うこととした。
東京都域の倍増計画	地域別の課題と計画 ・植林・間伐・保安林の貢献など森林の保全や整備に努める。	・採掘区域の周囲に残留地を緩衝地帯として残し、森林の保全に努めた。
青梅市総合長期計画	将来活用ゾーン ・採石場跡地を核とする地区で、長期的に保全・活用を含め利用方向を検討していく。	・事業区域周辺に残留地を残すこと及び漏水の浸出防止等の保全を講じるとともに、採石跡地の長期的な活用を検討する。